

前払式支払手段の発行のしおり<第8版> 正誤表

「前払式支払手段の発行のしおり<第8版>」をご購入・正誤表を閲覧いただき、ありがとうございます。

発刊後の法令等改正による内容の変更につきまして、以下の通り、正誤表を作成しております。

「第8版初刷 購入者様向け」、「第8版令和6年9月増刷 ご購入様向け」をそれぞれご用意しておりますので、お手持ちの書籍がどちらかご確認の上、ご覧ください。

なお、第8版「初刷」か「令和6年9月増刷」かは、お手持ちのしおりの奥付(最終ページ)にてご確認いただけます。

本文最終ページのタイトル下に 「【第8版】 令和5年11月 発行」とのみ記載があるもの	<a href="#">前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第8版初刷購入者様向け)</a> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。
本文最終ページのタイトル下に 「【第8版】 令和5年11月 発行 令和6年9月 増刷」と記載があるもの	<a href="#">前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第8版令和6年9月増刷購入者様向け)</a> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。

## 前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ(第8版初刷購入者様向け)

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。  
本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正	令和6年4月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	金融庁所管府令に規定する書面揭示規制の見直し等への対応として、発行廃止に伴う払戻しに係る記載及び様式の改正	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を受けてデジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方」に基づき、原則全ての対政府の申請等についてデジタル化を図るための改正	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が別途制定されたことに伴い、事務ガイドライン内の重複する内容を削除する改正	令和6年10月4日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、顧客等の最善の利益の勘案義務等を整備する改正	令和6年11月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、往訪閲覧縦覧規制について、対応を行う改正	令和7年1月6日
資金決済に関する法律	刑法において懲役・禁錮の刑罰が拘禁刑に一本化されることに伴う改正	令和7年6月1日
前払式支払手段に関する内閣府令 事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	令和7年1月に公表された金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告及び「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえ、一定の要件の下で、前払式支払手段を通じた寄附を可能とするための改正	令和7年11月18日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。  
また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

(注) 表中、「ウェブサイト」及び「ホームページ」の文言は、府令及びガイドラインで使われている文言をそのまま使用しております。

【解説編】

頁	変更箇所	変更後	変更前
36	6 登録の拒否要件等	(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ <b>拘禁刑</b> 以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)	(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ <b>禁錮</b> 以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)
87	5 保有者に対する前払式支払手段の払戻し (1)財務(支)局等への届出等 表中「公告・掲示」の枠内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告</li> <li>・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示</li> <li>・<b>日本資金決済業協会のウェブサイトに掲載</b></li> </ul> + ※ガイドラインより <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社及び加盟店のホームページに掲示</li> </ul> (削除)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告</li> <li>・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示</li> </ul> (追加) + ※ガイドラインより <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社及び加盟店のホームページに掲示</li> <li>・<b>日本資金決済業協会及び国民生活センターのホームページに掲示</b></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。</li> </ul>
88	(1)財務(支)局等への届出等	①～② (略) ③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の	①～② (略) ③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の

頁	変更箇所	変更後	変更前
90	<p>(2) 公告の方法等</p> <p>【留意点】</p>	<p>「払戻し公告届出書」に、当該公告をしたことを証する書面及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容、<u>認定資金決済業協会(以下「認定協会」といいます。)</u>のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供する措置の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<b>第6項</b>)。</p> <p><u>また、この場合、①～⑨の事項を認定協会の協力を得て当該認定協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければなりません(府令第41条第5項)。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>払戻し手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻し手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいとされています。</p>	<p>「払戻し公告届出書」に、当該公告の写し及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<b>第5項</b>)。</p> <p>(以下略)</p> <p>払戻し手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻し手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいとされています。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページにおいても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインⅡ-3-4-1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等・<u>認定協会のウェブサイト</u>における<u>掲示</u>の実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインⅡ-3-4-1①（注2）参照）。</p>	<p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページ、<u>一般社団法人日本資金決済業協会のホームページや独立行政法人国民生活センターのホームページ</u>においても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインⅡ-3-4-1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等における実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインⅡ-3-4-1①（注2）参照）。</p>
92	【ポイント】発行保証金の取戻し	(注) 全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（ <u>本書P81「4 発行保証金の取戻し等（1）④」</u> 参照）	(注) 全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（ <u>P45(1)④</u> 参照）
92	(2) 払戻しの原則禁止と例外	<u>(3)</u> 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）	<u>(2)</u> 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）
120	VII 罰則等	<b>第七十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該	<b>第七十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

頁	変更箇所	変更後	変更前
121		<p>違反行為をした者は、三年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十九（略）</p> <p><b>第九十九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p><b>第一百条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～二（略）</p> <p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>拘禁刑</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十六（略）</p>	<p>違反行為をした者は、三年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十九（略）</p> <p><b>第九十九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p><b>第一百条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～二（略）</p> <p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>懲役</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十六（略）</p>

【資料編】

頁	変更箇所	変更後	変更前																														
17	内閣府令別紙様式 別紙様式第3号 「登録申請書」	<p>(第4面)</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p>(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払式支払手段の仕様等</th> <th>前払式支払手段の名称</th> <th>発行価格</th> <th>支払可能金額等</th> <th>使用範囲等</th> <th>使用できる期間又は期限</th> <th>審判への使用の有無</th> <th>電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	審判への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無									<p>(第4面)</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p>(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払式支払手段の仕様等</th> <th>前払式支払手段の名称</th> <th>発行価格</th> <th>支払可能金額等</th> <th>使用範囲等</th> <th>使用できる期間又は期限</th> <th>電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無							
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	審判への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無																										
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無																											

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p><b>5. 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。</b></p> <p><b>6. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。</b></p> <p><b>7. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第1項第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段</p> <p><b>8. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第1項第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段(i)～(ii) (略)</p> <p><b>9. (略)</b></p>	<p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>5. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。</b></p> <p><b>6. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段</p> <p><b>7. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段(i)～(ii) (略)</p> <p><b>8. (略)</b></p>
67	別紙様式第18号「払戻し公告届出書」	別紙様式第18号( <b>第41条第7項</b> 関係) (中略) 年月日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令 <b>第41条第7項各号</b> に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。 (以下略)	別紙様式第18号( <b>第41条第6項</b> 関係) (中略) 年月日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令 <b>第41条第6項</b> に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。 (以下略)
68	別紙様式第19号「払戻し完了報告書」	別紙様式第19号( <b>第41条第8項</b> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <b>第41条第8項</b> の規定により報告します。	別紙様式第19号( <b>第41条第7項</b> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <b>第41条第7項</b> の規定により報告します。

頁	変更箇所	変更後	変更前
70	別紙様式第20号 「払戻し未了届出書」  前払式支払手段事務ガイドライン別紙様式	(以下略) 別紙様式第20条( <u>第41条第9項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第9項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)	(以下略) 別紙様式第20条( <u>第41条第8項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)
107	別紙様式17 「払戻しの手続き等に係る報告書」  資金決済に関する法律	1. ～6. (略) <u>7. 添付資料</u> <u>公告案</u> <u>営業所等における掲示物(案)</u> <u>その他参考となる資料</u>	1. ～6. (略) (追加)
115	資金決済に関する法律	(登録の拒否) <b>第十条</b> 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一～八 (略) 九 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ (略)	(登録の拒否) <b>第十条</b> 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一～八 (略) 九 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ (略)

頁	変更箇所	変更後	変更前
116		<p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>	<p>ハ <b>禁錮</b>以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>
125		<p><b>第一百七条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九 (略)</p> <p><b>第一百九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二 (省略)</p> <p><b>第一百十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二 (略)</p> <p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>拘禁刑</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六 (略)</p>	<p><b>第一百七条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九 (略)</p> <p><b>第一百九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二 (省略)</p> <p><b>第一百十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二 (略)</p> <p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>懲役</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六 (略)</p>
145	<p>前払式支払手段に関する内閣府令</p>	<p>(高額電子移転可能型前払式支払手段)</p>	<p>(高額電子移転可能型前払式支払手段)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
146		<p><b>第五条の二</b> (略)</p> <p>2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。)において前号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。</p> <p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会(前払式支払手段発行者をその会員(法第八十七条第二号に規定する会員をいう。))とするものに限る。以下同じ。)</u>の名称</p>	<p><b>第五条の二</b> (略)</p> <p>2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。<b>第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。</b>)において前号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。</p> <p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会</u>の名称</p>
148		<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p><b>第十六条</b> 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p><b>第十六条</b> 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
150		<p>十一 <u>第三者型発行者と加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいい、第二十三条の三第二項第一号に規定する適格寄附金受領者を含む。第四十一条第三項において同じ。)</u>との間の契約内容を証する書面</p> <p>十二～十四 (略)</p> <p>(業務実施計画の届出)</p> <p>第二十条の二 (略)</p> <p>2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十三条の三第一項第一号</u>及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 [略]</p>	<p>十一 第三者型発行者と<u>加盟店</u>との間の契約内容を証する書面</p> <p>十二～十四 (略)</p> <p>(業務実施計画の届出)</p> <p>第二十条の二 (略)</p> <p>2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十三条の三第一号</u>及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 [略]</p>
152		<p>第二十三条の三 (略)</p> <p>2 <u>前払式支払手段発行者は、寄附(反対給付を受けない金銭の給付を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)のために使用される前払式支払手段を発行する場合にあつては、当該前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び当該前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>第三者型前払式支払手段を用いて、第十六条第十一号に掲げる書面に証された契約内容に基づき、一の寄附ごとに一万円を超えない金額の範囲内で、適格寄附金受領者(次に掲げる者をいう。)が適切に寄附金を受領するために必要な措置</u></p>	<p>第二十三条の三 (略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
161		<p><u>イ 国</u>  <u>ロ 地方公共団体</u>  <u>ハ 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)</u>  <u>ニ 日本国内において専ら国際機関(条約その他の国際約束に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものその他国を構成員とするものをいう。)</u>のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者  <u>ホ 他の法令に規定する目的のために行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者</u>  <u>二 寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置</u></p> <p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)  <b>第四十一条 (略)2</b> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<b>第六項</b>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。                      3～4 (略)  <b>5</b> <u>前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供</u></p>	<p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)  <b>第四十一条 (略)2</b> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<b>第五項</b>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。                      3～4 (略)  <b>(新設)</b></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
189	<p>事務ガイドライン I-1-4</p>	<p><u>の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>一 当該公告をしたことを証する書面</p> <p>二 第三項の規定による揭示又は第四項の規定による情報の提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置の内容が確認できる書類</p> <p>三 (略)</p> <p><u>8～9</u> (略)</p> <p><b>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</b></p> <p>利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<b>内閣府令第23条の3第1項第3号</b>により、電子決済手段(法第2条第5項に規定する電子決済手段をいう。)に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。</p> <p>この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店(適格寄附金受領者(内閣府令第23条の3第2項第1号に規定する適格寄附金受領者をいう。以下同じ。)を含む。)以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利</p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>一 当該公告の写し</p> <p>二 第三項の規定による揭示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類</p> <p>三 (略)</p> <p><u>7～8</u> (略)</p> <p><b>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</b></p> <p>利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<b>内閣府令第23条の3第3号</b>により、電子決済手段(法第2条第5項に規定する電子決済手段をいう。)に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。</p> <p>この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
192	Ⅱ-1-2-1	<p>用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅱ-1-2-1 主な着眼点</b> (柱書 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (柱書 略)</p> <p>① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を<b>加盟店(適格寄附金受領者を含む。以下同じ。)</b>を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>手段については、内閣府令第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅱ-1-2-1 主な着眼点</b> (柱書 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (柱書 略)</p> <p>① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を<b>加盟店</b>を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
194	Ⅱ-1-4	<p><u>Ⅱ-1-4 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条)</u></p> <p><u>Ⅱ-1-4-1 主な着眼点</u></p> <p><u>前払式支払手段発行者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、前払式支払手段発行者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p><u>Ⅱ-1-4-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第25条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第26条又は第27条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。)</u></p>	(新設)

頁	変更箇所	変更後	変更前
200	II-2-6	<p><b>II-2-6 不適切利用防止措置</b></p> <p><u>情報通信技術の発展等</u>に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の<u>前払式支払手段や寄附のために使用できる前払式支払手段</u>が登場してきている。</p> <p>このような前払式支払手段の<u>移転等</u>が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないようにすることが必要と考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、<u>内閣府令第23条の3第1項第1号及び第2号並びに同条第2項</u>に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p>	<p><b>II-2-6 不適切利用防止措置</b></p> <p><u>情報通信技術の発展</u>に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の<u>前払式支払手段前払式支払手段</u>が登場してきている。</p> <p>このような前払式支払手段の<u>移転</u>が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないようにすることが必要と考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、<u>内閣府令第23条の3第1号及び第2号</u>に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p>
200	II-2-6-1	<p><b>II-2-6-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内閣府令第23条の3第1項第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合以下の各事項を講じているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) <u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合以下の措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が内閣府令第23条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u></p> <p>② <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者</u></p>	<p><b>II-2-6-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内閣府令第23条の3第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合以下の各事項を講じているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
203		<p><u>以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備</u></p> <p>③ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備</u></p> <p>④ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u></p> <p>⑤ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施また、適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ-3-5に準じて必要な措置を講ずる必要があることに留意する。なお、適格寄附金受領者が加盟店(適格寄附金受領者を除く。)にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ-2-9-1 主な着眼点</p> <p>① 内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第1項第4号</b>に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」という。)を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態に おているか。 (略)</p> <p>(注2) <b>内閣府令第 23 条の3第1項第4号</b>に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法</p>	<p>Ⅱ-2-9-1 主な着眼点</p> <p>① 内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第4号</b>に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」という。)を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態に おているか。 (略)</p> <p>(注2) <b>内閣府令第 23 条の3第4号</b>に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
205	Ⅱ-3-1	<p>方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>(注)ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第1項第4号</b>に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p> <p><b>Ⅱ-3-1 システム管理</b></p> <p>(中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合であっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理<b>第2版</b>(令和5年6月)</p>	<p>に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>(注)ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第4号</b>に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p> <p><b>Ⅱ-3-1 システム管理</b></p> <p>(中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合であっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)</p>
207	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① 経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
			<p>規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー攻撃に対する監視体制</li> <li>・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制</li> <li>・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制</li> <li>・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等</li> </ul> <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口対策 (例えば、ファイアウォール、WAF の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等)</li> <li>・内部対策 (例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム(サーバー間)のセキュア化(パケットフィルタや通信の暗号化)、開発環境(テスト環境を含む。)と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等)</li> <li>・出口対策 (例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等)</li> </ul> <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断</li> <li>・DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる状態</li> <li>・システムの全部又は一部の一時的停止 等</li> </ul> <p>⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p>



頁	変更箇所	変更後	変更前
213	Ⅱ-3-4-1 主な着眼点	<p>(削除)</p> <p>① 法第 20 条第1項に基づく払戻しについて イ. 法第 20 条第2項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所、<u>加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイト</u>において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。 なお、内閣府令第 41 条第4項に規定する場合には、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条2項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第1項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。 ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望まし</p>	<p>・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利用者に対して速やかに連絡する体制の整備 ・不正が確認された ID の利用停止 ・前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示 ・取引時の利用者への通知 等</p> <p><u>⑨ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</u></p> <p><u>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>① 法第 20 条第1項に基づく払戻しについて イ. 法第 20 条第2項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所及び加盟店において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。<u>(注)</u> なお、内閣府令第 41 条第4項に規定する場合には、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条2項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第1項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。 ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望まし</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
214	Ⅱ-3-4-2 監督手法・対応	<p>い。 a.～b. (略) c.払戻しの周知方法 法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体の等のホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模(未使用残高、枚数等)や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。 (注1) (略) (注2) 公告や営業所又は事務所、加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイトにおける掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p> <p>内閣府令第41条第4項及び第5項による届出書の内容等を確認した結果、法第20条第1項に基づく払戻しの手続が適正に行われたか否かについて、疑義がある場合には、法第1</p>	<p>い。 a.～b. (略) c.払戻しの周知方法 法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体の等のホームページ、<u>認定資金決済事業者協会のホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページ</u>においても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模(未使用残高、枚数等)や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。 (注1) (略) (注2) 公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p> <p>内閣府令第41条第7項及び第8項による届出書の内容等を確認した結果、法第20条第1項に基づく払戻しの手続が適正に行われたか否かについて、疑義がある場合には、法第1</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
214	Ⅱ-3-5	<p>8条第4号に基づき発行保証金の取戻しの承認を行う前に、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅱ-3-5 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</b></p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<b>加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)</b>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p>(以下略)</p>	<p>8条第4号に基づき発行保証金の取戻しの承認を行う前に、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅱ-3-5 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</b></p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<b>加盟店</b>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p>(以下略)</p>
227	Ⅲ-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<b>総合政策局長</b>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① 前払式支払手段発行者に係る定期報告</p> <p>財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<b>総合政策局長</b>に対して送付するものとする。</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<b>監督局長</b>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① 前払式支払手段発行者に係る定期報告</p> <p>財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<b>監督局長</b>に対して送付するものとする。</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
228	Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等	<p>表の提出</p> <p>イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に<u>総合政策局長</u>に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧 <u>法第6条及び内閣府令第 13 条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>並びに法第9条第3項及び内閣府令第 18 条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、氏を改めた者が登録簿等の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を、申請者の氏名を記載した箇所</u>に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>イ. <u>電子メール等で登録簿等の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿等を電子メール等で送付する。ただし、登録簿等の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿等の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p>	<p>表の提出</p> <p>イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧 <u>内閣府令第 13 条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>及び内閣府令第 18 条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>a. <u>氏名</u></p> <p>b. <u>住所</u></p> <p>c. <u>電話番号</u></p> <p>d. <u>登録簿等の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p>e. <u>職業</u></p> <p>f. <u>縦覧を希望する登録簿等に係る自家型発行者の氏名、商号若しくは名称又は第三者型発行者の商号若しくは名称及び登録番号</u></p> <p>g. <u>縦覧の目的</u></p> <p>ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿等の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>ニ. <u>他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申請があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② <u>財務局での縦覧</u></p> <p>イ. <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿等の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p>a. <u>登録簿等の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>① <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。Ⅲ-2-5において同じ。)及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>② <u>登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p>イ. <u>縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日、1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日以外の日とする。</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
230	<p>Ⅲ-2-7 書面・対面による手続きについての留意点</p>	<p><u>b.</u> 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。  <u>c.</u> 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。  <u>ハ.</u> 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p><u>ニ.</u> 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。  <u>a.</u> 上記イ. からハ. まで<u>その他当局</u>の指示に従わない者。  <u>b.</u> 登録簿等を汚損若しくは<u>破損し</u>、又はそのおそれがあると認められる者。  <u>c.</u> <u>他の縦覧者等</u>に迷惑を<u>及ぼし</u>、又はそのおそれがあると認められる者。  <u>ホ.</u> <u>他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申出があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p> <p>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。  (中略)  このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの</p>	<p><u>ロ.</u> 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。  <u>ハ.</u> 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。  <u>③</u> 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p><u>④</u> 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。  <u>イ.</u> 上記①から③又は<u>係員</u>の指示に従わない者。  <u>ロ.</u> 登録簿等を汚損若しくは<u>毀損し</u>又はそのおそれがあると認められる者。  <u>ハ.</u> <u>他人</u>に迷惑を<u>及ぼし</u>又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。  (中略)  このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
231	Ⅲ-2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点	<p>書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p><u>Ⅲ-2-7を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等(公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等)を含む。)</u>については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。</u></p>	<p>書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、<u>Ⅲ-2-7に掲げる原本送付を求める場合を除き</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p><u>Ⅲ-2-6を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)並びに発行保証金に係る権利の実行の申立ての手続及び前払式支払手段に係る債権の申出の手続に関する添付書類については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>
233	Ⅲ-8 行政処分の連絡	<p>(1) 登録を拒否した場合(法第10条)</p> <p>財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p>	<p>(1) 登録を拒否した場合(法第10条)</p> <p>財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
240	第三者型発行者登録審査事務チェックリスト(この章の規定を順守するために必要な体制)	<p>反社会的勢力による被害の防止(Ⅱ-1-2) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が<u>加盟店(適格寄附金受領者を含む。以下同じ。)</u>を含めた取引先となることを防止しているか。</p> <p>(略)</p>	<p>反社会的勢力による被害の防止(Ⅱ-1-2) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が<u>加盟店</u>を含めた取引先となることを防止しているか。</p> <p>(略)</p>
241		<p>不適切利用防止措置(Ⅱ-2-6) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>内閣府令第23条の3第1項第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合、以下の措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が内閣府令第23条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u></li> <li>・ <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備</u></li> <li>・ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備・適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u></li> </ul>	<p>不適切利用防止措置(Ⅱ-2-6) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>内閣府令第23条の3第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
243		<p>・ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ-3-5に準じて必要な措置を講じる必要があることに留意しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>適格寄附金受領者が加盟店(適格寄附金受領者を除く。)にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意しているか。</u></p> <p>システム管理(Ⅱ-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>システム管理(Ⅱ-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u> <u>(以下略)</u></p>
244		<p>加盟店の管理(Ⅱ-3-5) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>加盟店契約締結後、加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を</u></p>	<p>加盟店の管理(Ⅱ-3-5) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>加盟店契約締結後、加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		解除できるようになっているか。 (略)	解除できるようになっているか。 (略)

## 前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ(第8版令和6年9月増刷購入者様向け)

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年4月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	金融庁所管府令に規定する書面揭示規制の見直し等への対応として、発行廃止に伴う払戻しに係る記載及び様式の改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を受けてデジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方」に基づき、原則全ての対政府の申請等についてデジタル化を図るための改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が別途制定されたことに伴い、事務ガイドライン内の重複する内容を削除する改正	令和6年10月4日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、顧客等の最善の利益の勘案義務等を整備する改正	令和6年11月1日
資金決済に関する法律	刑法において懲役・禁錮の刑罰が拘禁刑に一本化されることに伴う改正	令和7年6月1日
前払式支払手段に関する内閣府令 事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	令和7年1月に公表された金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告及び「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえ、一定の要件の下で、前払式支払手段を通じた寄附を可能とするための改正	令和7年11月18日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

(注) 表中、「ウェブサイト」及び「ホームページ」の文言は、府令及びガイドラインで使われている文言をそのまま使用しております。

【解説編】

頁	変更箇所	変更後	変更前
36	6 登録の拒否要件等	(9) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ <b>拘禁刑</b> 以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)	(9) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ <b>禁錮</b> 以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)
87	5 保有者に対する前払式支払手段の払戻し (1)財務(支)局等への届出等 表中「公告・掲示」の枠内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告</li> <li>・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示</li> <li>・<b>日本資金決済業協会のウェブサイトに掲載</b></li> </ul> + ※ガイドラインより <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社及び加盟店のホームページに掲示</li> </ul> (削除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告</li> <li>・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示</li> </ul> (追加)                     +                     ※ガイドラインより <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社及び加盟店のホームページに掲示</li> <li>・<b>日本資金決済業協会及び国民生活センターのホームページに掲示</b></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。</li> </ul>
88	(1)財務(支)局等	①～② (略)	①～② (略)

頁	変更箇所	変更後	変更前
90	<p>への届出等</p> <p>(2) 公告の方法等</p> <p>【留意点】</p>	<p>③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の「払戻し公告届出書」に、当該公告をしたことを証する書面及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容、<u>認定資金決済業協会(以下「認定協会」といいます。)</u>のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供する措置の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<b>第6項</b>)。</p> <p><u>また、この場合、①～⑨の事項を認定協会の協力を得て当該認定協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければなりません(府令第41条第5項)。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>払戻し手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻し手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいと</p>	<p>③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の「払戻し公告届出書」に、当該公告の写し及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<b>第5項</b>)。</p> <p>(以下略)</p> <p>払戻し手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻し手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいと</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>されています。 イ～ロ（略） ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページにおいても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインⅡ-3-4-1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等・<u>認定協会のウェブサイト</u>における<u>掲示</u>の実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインⅡ-3-4-1①（注2）参照）。</p>	<p>されています。 イ～ロ（略） ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページ、<u>一般社団法人日本資金決済業協会のホームページや独立行政法人国民生活センターのホームページ</u>においても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインⅡ-3-4-1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等における実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインⅡ-3-4-1①（注2）参照）。</p>
92	【ポイント】発行保証金の取戻し	(注) 全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（ <u>本書P81「4 発行保証金の取戻し等（1）④」</u> 参照）	(注) 全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（ <u>P45(1)④</u> 参照）
92	(2) 払戻しの原則禁止と例外	<u>(3)</u> 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）	<u>(2)</u> 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）

頁	変更箇所	変更後	変更前
120	VII 罰則等	<p><b>第一百七条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十九（略）</p> <p><b>第一百九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p><b>第一百十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～二（略）</p>	<p><b>第一百七条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十九（略）</p> <p><b>第一百九条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p><b>第一百十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～二（略）</p>
121		<p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>拘禁刑</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十六（略）</p>	<p><b>第一百十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>懲役</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～十六（略）</p>

【資料編】

頁	変更箇所	変更後	変更前																														
17	別紙様式第3号 「登録申請書」	<p>(第4面)</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p>(1) 前払支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払式支払手段の仕様等</th> <th>前払式支払手段の名称</th> <th>発行価格</th> <th>支払可能金額等</th> <th>使用範囲等</th> <th>使用できる期間又は期限</th> <th>書附への使用の有無</th> <th>電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	書附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無									<p>(第4面)</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p>(1) 前払支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払式支払手段の仕様等</th> <th>前払式支払手段の名称</th> <th>発行価格</th> <th>支払可能金額等</th> <th>使用範囲等</th> <th>使用できる期間又は期限</th> <th>電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無							
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	書附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無																										
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無																											

頁	変更箇所	変更後	変更前
115	資金決済に関する法律	<p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p><b>5. 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。</b></p> <p><b>6. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。</b></p> <p><b>7. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第1項第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段</p> <p><b>8. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第1項第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段(i)～(ii) (略)</p> <p><b>9. (略)</b></p>	<p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>5. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。</b></p> <p><b>6. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段</p> <p><b>7. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。</b></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>第23条の3第2号ロ</b>に掲げる前払式支払手段(i)～(ii) (略)</p> <p><b>8. (略)</b></p>
116		<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第十条</b> 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑(これに相当する外国の法令による</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第十条</b> 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <b>禁錮</b>以上の刑(これに相当する外国の法令による刑</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
125		<p>刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p> <p><b>第七十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九 (略)</p> <p><b>第九十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二 (省略)</p> <p><b>第十十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二 (略)</p> <p><b>第十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>拘禁刑</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六 (略)</p>	<p>を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p> <p><b>第七十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九 (略)</p> <p><b>第九十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二 (省略)</p> <p><b>第十十条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<b>懲役</b>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二 (略)</p> <p><b>第十二条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<b>懲役</b>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六 (略)</p>
145		<p>(高額電子移転可能型前払式支払手段) <b>第五条の二</b> (略) 2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未</p>	<p>(高額電子移転可能型前払式支払手段) <b>第五条の二</b> (略) 2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
148		<p>使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。)において前号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p><b>第十六条</b> 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 第三者型発行者と<b>加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいい、第二十三条の三第二項第一号に規定する適格寄附金受領者を含む。第四十一条第三項において同じ。)</b>との間の契約内容を証する書面</p> <p>十二～十四 (略)</p>	<p>使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。<b>第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。</b>)において前号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p><b>第十六条</b> 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 第三者型発行者と<b>加盟店</b>との間の契約内容を証する書面</p> <p>十二～十四 (略)</p>
150		<p>(業務実施計画の届出)</p> <p><b>第二十条の二</b> (略)</p> <p>2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(業務実施計画の届出)</p> <p><b>第二十条の二</b> (略)</p> <p>2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
152		<p>二 <u>第二十三条の三第一項第一号</u>及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 [略]</p> <p>第二十三条の三 (略)</p> <p><u>2 前払式支払手段発行者は、寄附(反対給付を受けない金銭の給付を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)のために使用される前払式支払手段を発行する場合には、当該前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び当該前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 第三者型前払式支払手段を用いて、第十六条第十一号に掲げる書面に証された契約内容に基づき、一の寄附ごとに一万円を超えない金額の範囲内で、適格寄附金受領者(次に掲げる者をいう。)が適切に寄附金を受領するために必要な措置</u></p> <p><u>イ 国</u></p> <p><u>ロ 地方公共団体</u></p> <p><u>ハ 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)</u></p> <p><u>ニ 日本国内において専ら国際機関(条約その他の国際約束に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものその他国を構成員とするものをいう。)のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者</u></p> <p><u>ホ 他の法令に規定する目的のために行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許</u></p>	<p>二 <u>第二十三条の三第一号</u>及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 [略]</p> <p>第二十三条の三 (略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
189	<p>事務ガイドライン I-1-4</p>	<p><u>認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者</u>  <u>二 寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置</u></p> <p>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について                  利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<u>内閣府令第23条の3第1項第3号</u>により、電子決済手段(法第2条第5項に規定する電子決済手段をいう。)に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。                  この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や<u>加盟店(適格寄附金受領者(内閣府令第23条の3第2項第1号に規定する適格寄附金受領者をいう。以下同じ。))を含む。</u>以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意す</p>	<p>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について                  利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<u>内閣府令第23条の3第3号</u>により、電子決済手段(法第2条第5項に規定する電子決済手段をいう。)に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。                  この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や<u>加盟店</u>以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。                  (以下略)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
192	Ⅱ-1-2-1	<p>る必要がある。 (以下略)</p> <p><b>Ⅱ-1-2-1 主な着眼点</b> (柱書 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (柱書 略)</p> <p>① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を<u>加盟店(適格寄附金受領者を含む。以下同じ。)</u>を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p><b>Ⅱ-1-2-1 主な着眼点</b> (柱書 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (柱書 略)</p> <p>① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を<u>加盟店</u>を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
194	Ⅱ-1-4	<p><b>Ⅱ-1-4 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条)</b></p> <p><b>Ⅱ-1-4-1 主な着眼点</b></p> <p><u>前払式支払手段発行者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
200	II-2-6	<p><u>して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、前払式支払手段発行者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p><u>II-1-4-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はIII-3による。)</u></p> <p><u>II-2-6 不適切利用防止措置</u></p> <p><u>情報通信技術の発展等に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段や寄附のために使用できる前払式支払手段が登場してきている。</u></p> <p><u>このような前払式支払手段の移転等が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないようにするこ</u></p>	<p><u>II-2-6 不適切利用防止措置</u></p> <p><u>情報通信技術の発展に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段前払式支払手段が登場してきている。</u></p> <p><u>このような前払式支払手段の移転が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないようにするこ</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
200	II-2-6-1	<p>ることが必要と考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、<u>内閣府令第 23 条の3第1項第1号及び第2号並びに同条第2項</u>に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p><b>II-2-6-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内閣府令第 23 条の3第1項第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合以下の各事項を講じているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) <u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合以下の措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が内閣府令第 23 条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u></p> <p>② <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備</u></p> <p>③ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備</u></p> <p>④ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u></p> <p>⑤ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を</u></p>	<p>とが必要と考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、<u>内閣府令第 23 条の3第1号及び第2号</u>に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p><b>II-2-6-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内閣府令第 23 条の3第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合以下の各事項を講じているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
203		<p><u>検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施また、適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ-3-5に準じて必要な措置を講ずる必要があることに留意する。なお、適格寄附金受領者が加盟店(適格寄附金受領者を除く。)にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意する必要がある。</u></p> <p><b>Ⅱ-2-9-1 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第1項第4号</b>に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」という。)を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p> <p>(略)</p> <p>(注2) <b>内閣府令第 23 条の3第1項第4号</b>に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>(注)ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第1項第4号</b>に基づき、当該事項に</p>	<p><b>Ⅱ-2-9-1 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第4号</b>に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」という。)を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p> <p>(略)</p> <p>(注2) <b>内閣府令第 23 条の3第4号</b>に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>(注)ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の2第1項第3号及び<b>第 23 条の3第4号</b>に基づき、当該事項に</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
205	II-3-1	<p>項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p> <p><b>II-3-1 システム管理</b> (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合であっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。 (参考)金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理<b>第2版</b>(令和5年6月)</p>	<p>する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p> <p><b>II-3-1 システム管理</b> (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合であっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。 (参考)金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)</p>
207	II-3-1-1 主な着眼点	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① 経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー攻撃に対する監視体制</li> <li>・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制</li> <li>・組織内 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)等の緊急時対応及び早期警戒のための体制</li> <li>・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等</li> </ul> <p><u>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>② (略)</p>	<p><u>といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>入口対策(例えば、ファイアウォール、WAF の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等)</u></li> <li>・<u>内部対策(例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム(サーバー間)のセキュア化(パケットフィルタや通信の暗号化)、開発環境(テスト環境を含む。)と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等)</u></li> <li>・<u>出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等)</u></li> </ul> <p>④ <u>サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>攻撃元の IP アドレスの特定と遮断</u></li> <li>・<u>DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる状態</u></li> <li>・<u>システムの全部又は一部の一時的停止 等</u></li> </ul> <p>⑤ <u>システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p>⑥ <u>サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u></p> <p>⑦ <u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
208		<p>③ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</li> <li>・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用(同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。)</li> <li>・特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能 等 (注) 電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。</li> </ul> <p>⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正な IP アドレスからの通信の遮断</li> <li>・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置</li> <li>・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利用者に対して速やかに連絡する体制の整備</li> <li>・不正が確認された ID の利用停止</li> <li>・前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示</li> <li>・取引時の利用者への通知 等</li> </ul> <p>⑨ <u>サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
214	Ⅱ-3-5	<p><b>Ⅱ-3-5 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</b>                      第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<u>加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)</u>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。                      (以下略)</p>	<p><u>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p><b>Ⅱ-3-5 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</b>                      第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<u>加盟店</u>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。                      (以下略)</p>
227	Ⅲ-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等	<p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧  <u>法第6条及び内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>並びに法第9条第3項及び内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。  <u>なお、氏を改めた者が登録簿等の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</p> <p><b>① 電子メール等による縦覧</b>                      イ. <u>電子メール等で登録簿等の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿等を電子メール等で送付する。ただし、登録簿等の整理その他必要がある場合は、送付が可能</u></p>	<p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧  <u>内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>及び内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p><u>となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. 氏名</p> <p>b. 住所</p> <p>c. 電話番号</p> <p>d. 登録簿等の送付を希望するメールアドレス</p> <p>e. 職業</p> <p>f. <u>縦覧を希望する登録簿等に係る自家型発行者の氏名、商号若しくは名称又は第三者型発行者の商号若しくは名称及び登録番号</u></p> <p>g. <u>縦覧の目的</u></p> <p><u>ハ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿等の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>ニ. 他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申請があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p><b>② 財務局での縦覧</b></p> <p><u>イ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等</u>の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとする</p>	<p>(新設)</p> <p><u>① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。Ⅲ-2-5において同じ。)及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>② 登録簿</u>の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするもの</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
240	第三者型発行者登録審査事務チェックリスト(この章の規定を順守するために必要な体制)	<p>ものとする。</p> <p><u>a. 登録簿等の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p> <p><u>b. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>c. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p><u>ニ. 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者。</u></p> <p><u>b. 登録簿等を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>ホ. 他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申出があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p> <p>反社会的勢力による被害の防止(Ⅱ-1-2) (略)</p> <p>□ 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が<u>加盟店(適格寄附</u></p>	<p>とする。</p> <p><u>イ. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>③ 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p><u>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>イ. 上記①から③又は係員の指示に従わない者。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等を汚損若しくは毀損し又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>ハ. 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>反社会的勢力による被害の防止(Ⅱ-1-2) (略)</p> <p>□ 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が<u>加盟店</u>を含めた取引先と</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
241		<p><u>金受領者を含む。以下同じ。</u>)を含めた取引先となることを防止しているか。</p> <p>(略)</p> <p>不適切利用防止措置(Ⅱ-2-6)</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>内閣府令第 23 条の3第1項第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合、以下の措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が内閣府令第 23 条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u></li> <li>・ <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備</u></li> <li>・ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備・適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u></li> <li>・ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施</u></li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <u>適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ-3-5に準じて必要な措置を講じる必要があることに留意しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>適格寄附金受領者が加盟店(適格寄附金受領者を除く。)にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混</u></p>	<p>なることを防止しているか。</p> <p>(略)</p> <p>不適切利用防止措置(Ⅱ-2-6)</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>内閣府令第 23 条の3第2号</u>に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
243		<p><u>同が生じないように留意しているか。</u></p> <p>システム管理(Ⅱ-3-1) (中略)</p> <p><u>□ サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u> (削除)</p>	<p>システム管理(Ⅱ-3-1) (中略)</p> <p><u>□ サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>□ サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u></p> <p><u>□ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>□ システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p><u>□ サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u> (以下略)</p>
244		<p>加盟店の管理(Ⅱ-3-5) (略)</p> <p><u>□ 加盟店契約締結後、加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。</u> (略)</p>	<p>加盟店の管理(Ⅱ-3-5) (略)</p> <p><u>□ 加盟店契約締結後、加盟店(適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ-3-5において同じ。)の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。</u> (略)</p>